

令和6年第6回（9月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第105号	退隠料等に関する条例の一部改正について	人事課	1～5
議案第100号	令和6年度上越市一般会計補正予算(第5号)		6

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 0 5 号
提 出 課	人事課

退隠料等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

国の普通恩給及び扶助料の改定を踏まえ、該当する退職職員の退隠料及び遺族扶助料を引き上げるもの

2 改正内容

国の普通恩給及び扶助料の引き上げに合わせ、退隠料及び遺族扶助料の年額を2. 7 %引き上げた額に改める。（第4条、附則第2項関係）

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

4 退隠料等に関する条例改正案新旧対照表

※「改正案」と「改正前」は次ページ以降に表記

改 正 案

(適用の読替え等)

第4条 前条の規定により高田市退隠料条例の規定を適用する場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) 同条第1項	(略) 全文	(略) 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの <u>令和6年4月分</u> 以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。																															
		<table> <tr> <th>退隠料又は遺族扶助料</th><th>退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数</th><th>金額</th></tr> <tr> <td rowspan="4">65歳以上の者に支給する退隠料</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>1, 163, 300円</u></td></tr> <tr> <td>9年以上退隠料についての最短年金年限未満</td><td><u>872, 400円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上 9年未満</td><td><u>697, 900円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>583, 700円</u></td></tr> <tr> <td>65歳未満の者に支給する退隠料 (公務傷病年金に併給される退隠料を除く。)</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>872, 400円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="3">65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料</td><td>9年以上</td><td><u>872, 400円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上 9年未満</td><td><u>697, 900円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>583, 700円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="4">遺族扶助料</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>813, 400円</u></td></tr> <tr> <td>9年以上退隠料についての最短年金年限未満</td><td><u>610, 000円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上 9年未満</td><td><u>488, 000円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>415, 700円</u></td></tr> </table>	退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額	65歳以上の者に支給する退隠料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>1, 163, 300円</u>	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>872, 400円</u>	6年以上 9年未満	<u>697, 900円</u>	6年未満	<u>583, 700円</u>	65歳未満の者に支給する退隠料 (公務傷病年金に併給される退隠料を除く。)	退隠料についての最短年金年限以上	<u>872, 400円</u>	65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料	9年以上	<u>872, 400円</u>	6年以上 9年未満	<u>697, 900円</u>	6年未満	<u>583, 700円</u>	遺族扶助料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>813, 400円</u>	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>610, 000円</u>	6年以上 9年未満	<u>488, 000円</u>	6年未満	<u>415, 700円</u>
退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額																															
65歳以上の者に支給する退隠料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>1, 163, 300円</u>																															
	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>872, 400円</u>																															
	6年以上 9年未満	<u>697, 900円</u>																															
	6年未満	<u>583, 700円</u>																															
65歳未満の者に支給する退隠料 (公務傷病年金に併給される退隠料を除く。)	退隠料についての最短年金年限以上	<u>872, 400円</u>																															
65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料	9年以上	<u>872, 400円</u>																															
	6年以上 9年未満	<u>697, 900円</u>																															
	6年未満	<u>583, 700円</u>																															
遺族扶助料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>813, 400円</u>																															
	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>610, 000円</u>																															
	6年以上 9年未満	<u>488, 000円</u>																															
	6年未満	<u>415, 700円</u>																															
(略)	(略)	(略)																															

改 正 前

(適用の読替え等)

第4条 前条の規定により高田市退隠料条例の規定を適用する場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) 同条第1項	(略) 全文	(略) 退隠料又は遺族扶助料で、次の表の左欄の区分に対応する同表の中欄に掲げる区分のいずれかに該当するものの平成12年4月分以降の年額がそれぞれ同表の左欄及び中欄に掲げる区分に対応する同表の右欄に掲げる額に満たないときは、当該右欄に掲げる額をもってその年額とする。																															
		<table> <tr> <th>退隠料又は遺族扶助料</th><th>退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数</th><th>金額</th></tr> <tr> <td rowspan="4">65歳以上の者に支給する退隠料</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>1, 132, 700円</u></td></tr> <tr> <td>9年以上退隠料についての最短年金年限未満</td><td><u>849, 500円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上 9年未満</td><td><u>679, 600円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>566, 400円</u></td></tr> <tr> <td>65歳未満の者に支給する退隠料 (公務傷病年金に併給される退隠料を除く。)</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>849, 500円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="3">65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料</td><td>9年以上</td><td><u>849, 500円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上 9年未満</td><td><u>679, 600円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>566, 400円</u></td></tr> <tr> <td rowspan="4">遺族扶助料</td><td>退隠料についての最短年金年限以上</td><td><u>792, 000円</u></td></tr> <tr> <td>9年以上退隠料についての最短年金年限未満</td><td><u>594, 000円</u></td></tr> <tr> <td>6年以上 9年未満</td><td><u>475, 200円</u></td></tr> <tr> <td>6年未満</td><td><u>398, 000円</u></td></tr> </table>	退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額	65歳以上の者に支給する退隠料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>1, 132, 700円</u>	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>849, 500円</u>	6年以上 9年未満	<u>679, 600円</u>	6年未満	<u>566, 400円</u>	65歳未満の者に支給する退隠料 (公務傷病年金に併給される退隠料を除く。)	退隠料についての最短年金年限以上	<u>849, 500円</u>	65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料	9年以上	<u>849, 500円</u>	6年以上 9年未満	<u>679, 600円</u>	6年未満	<u>566, 400円</u>	遺族扶助料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>792, 000円</u>	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>594, 000円</u>	6年以上 9年未満	<u>475, 200円</u>	6年未満	<u>398, 000円</u>
退隠料又は遺族扶助料	退隠料又は遺族扶助料の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金額																															
65歳以上の者に支給する退隠料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>1, 132, 700円</u>																															
	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>849, 500円</u>																															
	6年以上 9年未満	<u>679, 600円</u>																															
	6年未満	<u>566, 400円</u>																															
65歳未満の者に支給する退隠料 (公務傷病年金に併給される退隠料を除く。)	退隠料についての最短年金年限以上	<u>849, 500円</u>																															
65歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに支給する退隠料	9年以上	<u>849, 500円</u>																															
	6年以上 9年未満	<u>679, 600円</u>																															
	6年未満	<u>566, 400円</u>																															
遺族扶助料	退隠料についての最短年金年限以上	<u>792, 000円</u>																															
	9年以上退隠料についての最短年金年限未満	<u>594, 000円</u>																															
	6年以上 9年未満	<u>475, 200円</u>																															
	6年未満	<u>398, 000円</u>																															
(略)	(略)	(略)																															

改 正 案			
同条第3項	全文	同条第4項	令和6年3月31日以前に給付事由の生じた前項に規定する退隠料又は遺族扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。
(略)	(略)	(略)	
2 略			

改 正 前			
同条第 3 項	全文	同条第 4 項	平成 1 2 年 3 月 3 1 日以前に給付事由の生じた前項に規定する退隠料又は遺族扶助料の同月分までの年額については、なお従前の例による。
(略)	(略)	(略)	
2 略			

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 1 0 0 号
提 出 課	人事課

歳出科目（P 18～P 19）	2 款 1 項 9 目	恩給及び退職年金費
-----------------	-------------	-----------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
恩給及び退職年金費	1, 133	15	1, 148

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	15	恩給及び退職年金	15

【補正理由】

国の普通恩給及び扶助料の改定を踏まえ、該当する退職職員の退隠料及び遺族扶助料を引き上げることに伴い、増額するもの

【補正内容】

(歳出)

区 分	補正前	補正額	補正後
恩給及び退職年金	1, 133	15	1, 148
退隠料、遺族扶助費	1, 133	15	1, 148